

外国につながるのある児童生徒 受入れの手引き

第1版 〔令和5（2023）年度〕

WEB 公開版



八幡市教育委員会

目次

- P 1 ……はじめに
- P 2 ……外国につながるのある児童生徒受入れの流れ
- P 4 ……組織づくり・受入れに向けての確認
- P 7 ……受入れ準備
- ・必要書類の準備、教育委員会との連携
 - ・日本語が全く話せない外国からの転入児童生徒（帰国子女を含む）の場合
 - ・日本語教室への通級までの手順
- P 11 ……面談
- ・役立つサイト
- P 14 ……指導計画や支援の体制づくり
- ・「日本語教室コーディネーター会議」
- P 16 ……登校初日・受入れ前後の対応
- P 19 ……日本語指導・教科指導に関わって
- ・個別の指導計画の作成、特別の教育課程
 - ・日本語教室での指導、在籍学級等での教科指導
 - ・学習評価の方法・指導要録への記載
- 【様式】 個別の指導計画
- P 32 ……将来の希望実現に向けて
- 【様式】 進路追跡票
- P 34 ……多文化共生の学校づくり・学級づくり
- ・外国人児童生徒の居場所づくりや人権的配慮等について
 - ・やさしい日本語について

※外国人児童生徒等に関する各校の作成物のうち、他校でも活用できそうなものについても、個人情報削除した上で上記フォルダに保存し、共有・アーカイブ化を図る。

はじめに

八幡市では、技能実習生の増加等により平成 25 年頃から外国人人口が急増しており、外国人人口は府内で、京都市、宇治市に次いで 3 番目に多く、令和 4 年末で 2,152 人と年々増加傾向にあります。そうした中、八幡市では外国人人口の増加にともない外国人居住者の整備に向けた取組を進めているところであり、小中学校においても多国籍・多学年の日本語習得状況の異なる児童生徒が年々増えてきている状況にあります。今後も、この傾向は続き、外国籍児童生徒は増加すると思われます。

令和 4 年度 5 月 1 日現在で、小中学校における市内在住外国籍児童生徒数は 80 名。国籍別では、中国、ベトナム、ブラジルの順で多いものの、その他にも多くの国から多様な文化、習慣を持った人々が暮らし、学校生活を送っています。

とはいえ、学校によって、外国籍児童生徒数には偏りがあることから、外国人の児童生徒と関わる機会が少ない学校においては、身近な課題として感じにくいところがあるのも確かです。

しかし、八幡市の教職員として、外国人児童生徒等とその家族に対して、いつでも、どの学校でも、誰もが、適切な支援や対応ができることは大切であり、そのための手引きとなるものが必要と考えます。本手引きは、外国にルーツを持つ児童生徒が編転入学してくることが分かった際の支援や対応について、全ての教職員の基本的な理解や組織づくり、日々の指導の一助になればと思い、作成しました。

外国人児童生徒等への支援や対応、教科指導等で行うことは、単に外国人児童生徒等への配慮にとどまらず、日本人で学習や生活に困難を抱えている児童生徒を含めた全ての児童生徒が過ごしやすい「楽しい学校」をつくるためのヒントにもなります。

多様性を生かし、互いを理解し合って全ての人々が活躍する社会の実現、また、そのような社会の中で活躍していく子どもたちの未来のためにも、本手引きを活用していただければ幸いです。

外国につながるのある児童生徒受入れの流れ

- ◎外国人児童生徒等とは、「外国籍の児童生徒に加え、日本国籍であるが、両親のいずれかが外国籍である等の外国につながる児童生徒」のこと
- ◎日本語指導が必要な児童生徒とは、「学校での生活や学習のための日本語能力が十分でない外国人児童生徒等であって、日本語の能力に応じた特別な指導を行う必要がある者」のこと
- ※「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」より（H28年6月 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議）

入学・転編入学の情報

保護者が学校に直接来られた場合は、市教委へ行くように伝える。

組織づくり・受入れに向けての確認

- 対応組織の確認（新たに作るのか、既存の組織を活用するのか）
- メンバー；管理職、教務主任、担当学年主任、学級担任等
→チームを中心に全ての教職員で取り組む体制づくりを！
- 面談や受入れに向けての準備事項の確認・整理

日本語が全く話せない外国からの転入児童生徒の場合は、日本語教室と連携することになるのでP7～へ

受入れ準備

- 必要書類の準備（入学・転編入学に関わる書類、面談で必要な書類）
- 教育委員会との連携（学籍担当者・日本語教室担当指導主事）

市内全校サーバに共有される各校作成の文書や市教委作成の多言語対応文書を蓄積し、各校での書類や説明の準備の負担の軽減を図る。

面談

- 支援等に必要情報の収集・準備・通訳手段の確保等
- 保護者の不安に寄り添った学校生活についての丁寧な説明
- 「やさしい日本語」、絵、写真等を活用した分かりやすい説明
- 日本語教室での指導など希望の聴取

指導計画や支援の体制づくり

- 「日本語教室コーディネーター会議」の開催（通室か日本語支援員の派遣か）
- 面談で得た情報からの配慮（宗教、食事、アレルギー、文化の違い、経済状況等）
- 教職員間での情報共有、支援の確認
- 児童生徒への説明と受入れ体制づくり
- 個別の指導計画の作成

登校初日・受入れ前後の対応

- 外国人児童生徒が安心して登校できる雰囲気づくり
- 日本語が分からない場合は、サバイバル日本語からのスタート



日本語指導・教科指導に関わって

- 個別の指導計画に基づく、日本語指導・教科指導
- 特別の教育課程…「取り出し」による日本語指導
- 日本語教室での指導
- 学習評価の方法、指導要録への記載

将来の希望実現に向けて

- 進路を見据えた指導・支援（担任・校種が変わっても確実に引継ぎを行う。個別の指導計画や進路追跡票の活用）
- 保護者や外部関係機関との連携

多文化共生の学校づくり・学級づくり

- 当該学級だけでなく、学校全体で多文化共生の心を育む取組
- 管理職を含め全教職員から外国人児童生徒への声かけや担任とのコミュニケーション
- 八幡市版・人権学習資料集〈外国人の人権〉を活用した系統的な学習

〈参考〉

◎学習指導要領解説 総則編

2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導

(2)海外から帰国した児童（生徒）や外国人の児童（生徒）の指導

①学校生活への適応等

ア 海外から帰国した児童（生徒）などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

②日本語の習得に困難のある児童（生徒）への通級による指導

イ 日本語の習得に困難のある児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

組織づくり・受入れに向けての確認

1 対応のための組織の確認	※国際理解・日本語教室担当指導主事との相談・連携
①新しく組織を立ち上げる。	多文化共生推進委員会 等
②既存の組織を活用する。	校内教育支援委員会、国際理解教育部会、生徒指導部会、特別支援教育部会 等

メンバー
<p>管理職、教務主任、担当学年主任、学級担任、国際理解教育担当、養護教諭、栄養教諭（給食担当教諭）、日本語指導教室担当、通級指導教室担当、生徒指導主任 等</p> <p>※毎回参加するメンバーと、必要に応じて参加してもらうメンバーを分けてもよい。</p>
当初の協議内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ初日の役割分担 ・ 教職員の役割分担 ・ 保護者対応 ・ 現時点で分かっている情報の共有（国籍、来日の経緯、家庭状況、日本語レベル等） ・ 学校給食に関わって必要事項の確認（食べてはいけないもの・アレルギーなど） ・ 受入れ準備で必要なもの（P7～受入れ準備の項を確認） ・ 個別の指導計画作成の確認（聞き取りが必要なこと、担当者等） ・ 取り出す場合は、教科や時間割、時数の検討 ・ 母国の学制や学習状況等により、在籍学年を変更する必要があるか。→市教委と相談 ・ 学校についての説明（学校ガイダンス）内容の確認（一度作れば再利用可） ・ 経済的に苦しい家庭への文書や説明等、誰が行うか。
定期的な協議内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活への適応状況 ・ 安定して学校生活を送るための環境整備や支援 ・ 多文化共生、理解教育の推進 ・ 健康状態 ・ 家庭状況や必要な保護者対応 ・ 学習状況や進路について ・ 日本語の習得状況とその対応について（取り出しや入り込みをする場合は、指導のための場所や時間割の調整、「特別の教育課程」を編成し通級指導を行うのか 等） ・ 「個別の指導計画」（P20～P21）や「進路追跡票」（P33）の確認と更新 ・ 日本語教室、市教委、外部関係機関等との連携 ・ 日本語が分からない保護者への対応方針（学校からのたより・文書など）

2 役割分担・チェックリスト

管理職
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 外国人児童生徒等を受け入れるための組織づくりと定期的な会議の開催 <input type="checkbox"/> 組織的な支援体制の整備と全ての教職員への理解と協力の呼びかけ <input type="checkbox"/> 日本語指導が必要な場合は、「特別の教育課程」編成による取り出しや日本語教室、外部機関との連携、母語通訳者・日本語支援員の派遣申請 <input type="checkbox"/> 多文化共生教育の推進体制整備、教職員研修の実施

- 人権学習資料集〈外国人の人権〉を活用した多文化共生学習の実施状況の確認
- 外国人児童生徒等が安心して過ごしているかの確認
- 学級担任の負担軽減のための協力体制づくり及び定期的な担任との面談（相談・支援）

学級担任・学年主任

- 管理職・教務主任と連携し入学・転編入学に必要な書類の準備
- 管理職と連携し、入学・転編入学までに保護者との面談の実施（PII～を確認）
- 当該児童生徒の座席、ロッカー、靴箱等を決める。
- 学級担任の負担軽減のための協力体制を考える。
- 日本語指導教室への通室や通級、別室での取り出しを行う場合は、保護者、本人に説明する。受入れコーディネート会議後、四者同席の受入れ状況通知にて…P 8
- 「個別の指導計画」「進路追跡票（中学校のみ）」の作成と更新
- 外国人児童生徒等の複数教員でのフォロー、各学級の児童生徒への理解推進
- 教科担任・学校職員等、外国人児童生徒に関わる教職員への情報共有と必要に応じた協力依頼
- 教務主任とともに指導要録の作成準備
- 評価方法（通知表の様式含む）について管理職・保護者と連携して決定
- 保護者との信頼関係の構築

全教員

- 教科学習を通じた日本語で学習活動に参加できる力の育成
（教科で使用する日本語を身に付けさせていくことが学習参加につながる。）
- 個別の指導計画作成の協力、指導計画を確認して必要な支援の実施
- 学校生活等を分かりやすく説明するための資料作成（写真、絵カード等）
- 視覚補助教材（写真や絵など）や「やさしい日本語」を活用した授業
- 関係主任は管理職と連携し、多文化共生教育に関する校内研修の計画・実施
- 全校児童生徒の多文化共生理解のための授業づくりや学校行事の計画
- 掲示物や展示等、学校環境の工夫（言葉や文化の掲示、書籍の紹介等）
- 人権学習資料集〈外国人の人権〉を活用した多文化共生教育の推進
- 他校との情報交流等を通じた指導の充実
- 外国人児童生徒への積極的な関わり・声かけ等のコミュニケーション

栄養教諭

- 食物アレルギーや宗教上食べられないものがないか情報把握・給食対応
- 学校給食や食育等を通じた多文化共生教育の推進

養護教諭

- 保護者との面接等、積極的なコミュニケーションと信頼関係の構築
- アレルギーや持病の確認、外国人児童生徒等の心身の健康状態の把握
- 保健関係書類について本人・保護者への説明（ルビ・翻訳含め検討）
- 健康診断の目的や方法について本人・保護者への説明（健康診断がない国もある）
- 「サバイバル日本語」についての理解（特に健康状態に関わる言葉）
- 必要に応じてカウンセラー等との連携

部活動（クラブ活動）・委員会等 担当

- 外国人児童生徒等との信頼関係を築き、部活動や委員会に馴染めるように支援する。
- 部活動（練習や試合、先輩・後輩、連絡方法等）や委員会の活動についての説明
- 部や委員会での児童生徒同士の相互理解の促進と認め合う雰囲気醸成
- 部活動（クラブ活動）では費用についての保護者への丁寧な説明
- 外国人児童生徒が学齡外（過年齢）で大会に参加する場合は、主催団体への連絡
- 外国人生徒が選手登録をする際には、競技団体等に可否や条件等詳細を確認

- 3 受入れに向けて必要なことがらを確認し、準備する。
→次ページより

受入れ準備

1 必要書類の準備（入学・転編入学に関わる書類、面談で必要な書類）

- ・「就学事務の手引き」を参照し、必要な書類を準備する。

2 教育委員会との連携

- ・年齢と合わない学年へ在籍させる場合

※『就学事務の手引き』より

外国人児童生徒の入学の許可にあたり、原則としては年齢相当の学年に編入することになるが、日本語でのコミュニケーション能力の不足や、日本と外国とで学習内容・順序が異なる等の事情により、直ちに相当学年の教育を受けることが適切でない認められるときは、保護者や本人の意向を確認の上、一時的または正式に下級の学年で学習をすることも可能である。

本市においては、相当学年に編入することが、義務教育後の進路において著しく不利になる場合（中学3年生編入等）にのみ下級の学年への編入を検討する。検討は、保護者や在籍校の意向、日本語能力、転入までの経緯といった観点から行う。

編入学を許可された外国人児童生徒の取扱いについては、日本人の児童生徒と同じく、指導要録を作成し教科書も無償給与を受ける。また就学援助措置についても同様の取扱いとなる。

- ・就学猶予・就学免除が必要な場合（重国籍者等）

※『就学事務の手引き』より

学齢児童生徒が（中略）その他やむを得ない事由（重国籍者等）のため、就学困難と認められる場合で就学させないでおくときは、その保護者は（中略）その事由を証するに足る書類を添え、就学猶予又は免除を願い出ることができる。保護者の願い出なしに教育委員会独自の判断で就学を猶予又は免除することはできない。

就学猶予は、期間（本市の場合、最長1年間）を区切り就学を遅らせるということであり、次年度も就学できない場合は、改めて就学猶予又は免除を願い出る必要がある。

就学免除の場合は、猶予の場合のように特に期間の制限はなく、一度願い出て免除されたら、そのまま持続して免除される。

（2）特殊な場合の就学猶予・免除 ①重国籍の場合

（中略）重国籍者の保護者から就学義務の猶予又は免除の願い出があった場合には、家庭事情等から将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ他に教育を受ける機会が確保されていると認められる場合は、猶予又は免除を認めることができる。

- ・医療的ケア、特別支援学級への入級が必要な場合
- ・日本語支援員・母語通訳者の派遣申請→日本語支援員・母語通訳者派遣依頼書

日本語が全く話せない外国からの転入児童生徒（帰国子女を含む）の場合

日本語が全く話せない児童生徒の場合、一定日常会話ができるようにならないと、学校生活が困難なため、一定期間日本語教室設置校に日常的に通うことで、効果的に日本語習得が行われると思われる。その際の受け入れについては、以下のように進める。（適宜変更有）

目	保 護 者	学校教育課	本 来 校	日本語教室設置校
一 日	住民異動届により転入手続き	転入学届（一旦保留）	保護者が、学校に直接来られた場合は市教委へ行くように指示	
		状況確認・相談 ・保護者の要望 ・日本語能力 ・生活能力 ・入国前の学習状況	状況の連絡 ・在籍の状況	状況の連絡 ・本人の状況
二 日	受入れ事前会議及びコーディネート会議については、日本語教室担当指導主事が担当し、連携する。	受入れ事前会議（学校教育課で報告書作成・保存） 学校教育課（学籍担当・指導主事）・本来校（教頭又は教務） ・日本語教室設置校（教頭と日本語教室担当者） ・本来校での交流 （全校への紹介・受入れの準備・交流方法、地域での交流の促進） ・日本語教室での学習 （学習期間・学習時間・協力学級・支援体制） ・通級的手段（コミュニティバス、自転車、徒歩、保護者による送迎） （保護者の責任において実施） ・配置学年の決定 （下学年への配置については慎重に検討）		
三 日	受入れコーディネート会議 四者 の同席のもと就学について確認し、受入れ確定及び保護者通知 学校教育課（学籍担当・日本語教室担当指導主事）・本来校（教頭又は教務） ・日本語教室設置校（教頭と日本語教室担当者）・保護者、支援者、児童生徒			
四 日	転入学通知書受理	転入学通知書を作成し、学齢簿作成	指導要録等を作成 通級指導申請書を市教委へ提出	日本語指導開始
3ヶ 月 程度	ケース会議 日本語習得状況・本来校との交流及び移行の仕方			
			・給食費 ・教材費 ・ｽｯ振興センター事務 ・出席簿等公簿管理 ・就学援助事務	状況により 健康診断 行事参加など

- ・最終的には校区内の学校に通うことが望ましいため、通級指導を原則とし、指定校変更は行わない。
- ・配置学年は、年齢相当学年を原則とする。

○日本語教室への通級までの手順

- ① 日本語教室通級指導申請書（様式第1号）を本来校の学校長から、教育長に提出する。
- ② 教育長から、日本語教室のある学校長に通級を行う児童生徒の通級通知をする。
（様式第2号）
- ③ 日本語教室のある学校長より、「日本語教室」への通級児童生徒名等について（様式第3号）を教育長に提出する。
- ④ 教育長が保護者に通級の日時（様式第4号）を通知する。
- ⑤ 「日本語教室」通級が終了する場合は、日本語教室のある学校長より、終了予定（様式第5号）を教育長に提出する。
- ⑥ 通級が終了した時点で、教育長が保護者宛に通級終了（様式第6号）を通知する。

帰国・外国人児童生徒等に対する日本語支援員・母語通訳者派遣事業実施要綱

(事業目的)

第1条 本事業は、日本語を理解することが困難な帰国・外国人児童生徒または保護者(以下「対象者」という。)が属する学校に対し、必要に応じて日本語支援員あるいは母語通訳者を派遣することにより、日本語指導の充実や支援体制を構築することを目的とする。

(派遣内容)

第2条 教育委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の者(以下「支援員等」という。)を学校へ派遣する。

① 日本語支援員

日本語での日常会話や、ひらがなでの読み書きが困難な帰国・外国人児童生徒が在籍する学校に、当該児童生徒への初期日本語指導の実施や担当教員の補助を行う。

② 母語通訳者

日本語で理解が困難な保護者との意思疎通を図るために、学校での懇談や進路相談、各種連絡・調整の際に通訳を行う。

(支援員等の登録)

第3条 支援員等は、登録制とする。

2 支援員等の登録を希望する者は、日本語支援員・母語通訳者派遣登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出する。

(支援員等の登録条件)

第4条 支援員等は、次に掲げる要件を満たす者とする。

① 日本語支援員は、対象者と積極的に交流する意思を有すること。

② 母語通訳者は、日本語及び母語について、日常会話及び日常文の読み書きが支障なくできること。

(派遣方法)

第5条 支援員等の派遣を希望する学校の長は、日本語支援員・母語通訳者派遣依頼書(様式第2号)により、教育委員会に対して依頼する。

2 教育委員会は、前項の依頼を受けたときは内容を審査し、支援員等の派遣の可否を決定し、当該校の長へ日本語支援員・母語通訳者派遣決定通知書(様式第3号)により通知する。

(派遣終了報告)

第6条 支援員等の派遣の決定を受けた学校の長は、派遣期間終了後、すみやかに日本語支援員・母語通訳者派遣報告書(様式第4号)を教育委員会に提出する。

(派遣費用等)

第7条 支援員等の派遣に係る報償費等は、別表のとおりとする。

2 教育委員会は、前条の報告に基づき、支援員等に対し報償費を支払う。

(守秘義務)

第8条 支援員等は、業務上知り得た情報を第三者に提供してはならない。派遣終了後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

面談

☆児童生徒、保護者に安心感を！

- ・児童生徒も保護者も、初めての来校は不安な気持ちがある。言葉でのコミュニケーションが難しくても、万国共通の笑顔で対応し、安心感を持ってもらうことを意識する。

☆分かりやすい説明を心がける。

- 「やさしい日本語」で説明する。
- 紙面では特に重要なところをマーカーやアンダーライン等で強調する。

☆面談準備

- 児童生徒の母国についての情報収集・資料準備（下記 WEB サイトが参考になる）
 - ・日本と外国とでは、学制や学校生活に大きな違いがある。不要な誤解やトラブルを防ぐためにも、どのような違いがあるのかを事前に調べておくが良い。
 - ・既に母語に翻訳されている資料の準備

◇文部科学省「かすたねっと」 <https://casta-net.mext.go.jp/>

◇文部科学省「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

◇千葉県教育委員会「母国の教育事情」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/gaikokujin/gakkou-sensei/bokoku.html>

（こちらのページにも先生の指導に役立つ資料がたくさんある。）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/gaikokujin/gakkou-sensei/index.html>

◇日本に住む外国人の「くらしのそうだん事例集」（八幡市HP）

<https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000006903.html>

※このようなHPがあることを紹介することも安心につながる。

◇やわた 外国につながりをもつ子どものいばしょ

<https://www.kpic.or.jp/kodomo/ibasyo/yawataibasyo.html>

※八幡のイージー ランゲージ ジャパニーズが主催。毎週日曜開催。

20歳以下の方が無料で日本語を学べる。

◇「外国籍保護者のための小学校案内」（東京都大田区 国際都市おおた協会）

<https://www.ota-goca.or.jp/schoolguide/>

※外国籍の保護者向けに、日本の小学校の概要について紹介する冊子

（6言語対応：日本語、英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語）

◇「はじめまして！今日からともだち」「教えて！日本の小学校」（文部科学省）

※外国人児童・保護者向け動画

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm

◇日本語を母語としない保護者のための小学校生活スタートガイド（京都市教育委員会）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/category/179-13-0-0-0-0-0-0-0.html>

○入学式等の儀式がある場合は、事前にリハーサルの時間の確保も検討

○視覚に訴える資料（写真、動画）や実物を用意

・案内できる場所は実際に案内すると安心できる。

（在籍予定教室、保健室、特別教室、体育館、トイレ、靴箱等）

○必要に応じて通訳手段の確保

P 8 「事前会議」で必要となれば、その場で市教委と相談・調整していく。

・翻訳アプリ

・オンライン通訳支援（京都府国際センター・無料）の活用→市教委を通じて申込み
（<https://www.kpic.or.jp/kodomo/onlinetuuyaku.html>）

・母語通訳者・在籍児童生徒の保護者・ボランティア団体・知人・外国語科（英語）担当教員等

・ポケットーク（教育委員会から貸出）…連絡先；学校教育課 就学事務担当

面談出席者の選定

管理職、学年主任、学級担任、養護教諭、栄養教諭、事務職員、通訳者 等

※事前準備の中で必要な職員を適宜選定する。必要に応じて入れ替わり対応する。

日本語コーディネーター会議が開催される場合は、P 8 の四者となる。

確認することチェックリスト（市内全校サーバ内「外国人児童生徒等面談記録票」を活用）

本人の名前（愛称等や学校での名前の呼び方も含む）

※転入学通知書類等や住民基本台帳（住民票の写し等）を事前に確認しておくこと。

生年月日

国籍

入国年月日

家庭内使用言語

P 8 「日本語が全く話せない外国からの転入児童生徒（帰国子女を含む）の場合」の「1日目」の学校教育課の対応の部分で、保護者から聞き取りをした内容については学校教育課から学校に共有する。

母国での学習の習得状況（特に算数・数学の習得状況）

日本語の習得状況

健康状態（持病、アレルギー疾患、麻疹などの感染症の既往歴、日本の子どもが基本的に受けているワクチンの接種状況等）

滞在予定（いつまで滞在する予定か。永住するのか。）

可能なら在留資格（日本人の配偶者等、特定技能、技能実習、留学、特別永住者など）

家族構成。家族の中で日本語が一番得意な人とその日本語能力（日本語能力試験に合格している場合は、何級を取得しているか。）

緊急連絡先・勤務先

宗教などによる制限や習慣（食べ物、服装、礼拝等）

本人の進路、本人の性格等（得意・不得意など）

現在不安に感じていること、知りたいこと、学校に知らせておきたいこと

日本でのくらしや日本語を学ぶ場所についての情報の紹介（PII 参照）

通訳できる親戚や知人はいるのか。

その他、個別の指導計画の作成や支援のために必要な事柄

説明事項チェックリスト

☆学校生活については、写真や動画等を活用すると、イメージが持ちやすい。
☆重要な連絡事項については、翻訳アプリや、WEB上で公開されている資料、日本語教室との連携等で母語に翻訳した資料を用意する。

- 学級担任の紹介（決まっている場合）
- 一日の流れ（登下校時刻、時間割、給食、掃除、部活動）
- 給食について（きまり、宗教・アレルギー対応等）
- 緊急時の対応（欠席についての連絡、気象警報やインフルエンザ等感染症による臨時休業があること、出席停止になる病気とその対応 など）
- 教科書や持ち物（副教材や家庭が用意する学用品等）
- 制服、体操服、上靴、体育館シューズ、安全帽、カバン等について（きまりや、おおよその金額、購入可能な店の紹介、貸与や代替物の使用）
- 学校のきまり（お金・スマホなど持ち込み禁止物品、アクセサリ等）
※文化の違いがあるため、保護者・本人と確認し、可能な限りの対応をする。
- 登校初日の登校時刻、当日の流れ、持ち物、服装についての連絡・確認
※何時に来校すればよいのか、対応する教職員についても知らせる。
- 登校初日からの数日間の過ごし方
※新しい国・学校・友達の中で過ごすことは大きな負担になることが考えられる。半日程度の慣らし登校をするなどして、ゆっくりとしたペースで学校生活に馴染めるような配慮が必要か、相談しておけると良い。
- 通学路について（登校班、集合場所、交通手段など）
- 必要経費について（給食費、教材費、林間学習・修学旅行・アルバム代の積立、振込方法等）
- 様々な援助制度について（就学援助・奨学金、スタディサポート等）
- 学校行事について（学期の区切りや年間行事）※写真や動画等があればよく分かる。
※リハーサルが必要かも確認しておくが良い。
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）について（条件、場所、内容等）
- 可能なら校内案内（在籍予定教室、保健室、特別教室、体育館、トイレ、靴箱等）
- 学校への欠席連絡方法について（電話、連絡アプリ tetoru 等）

○面談日時を保護者に連絡する。

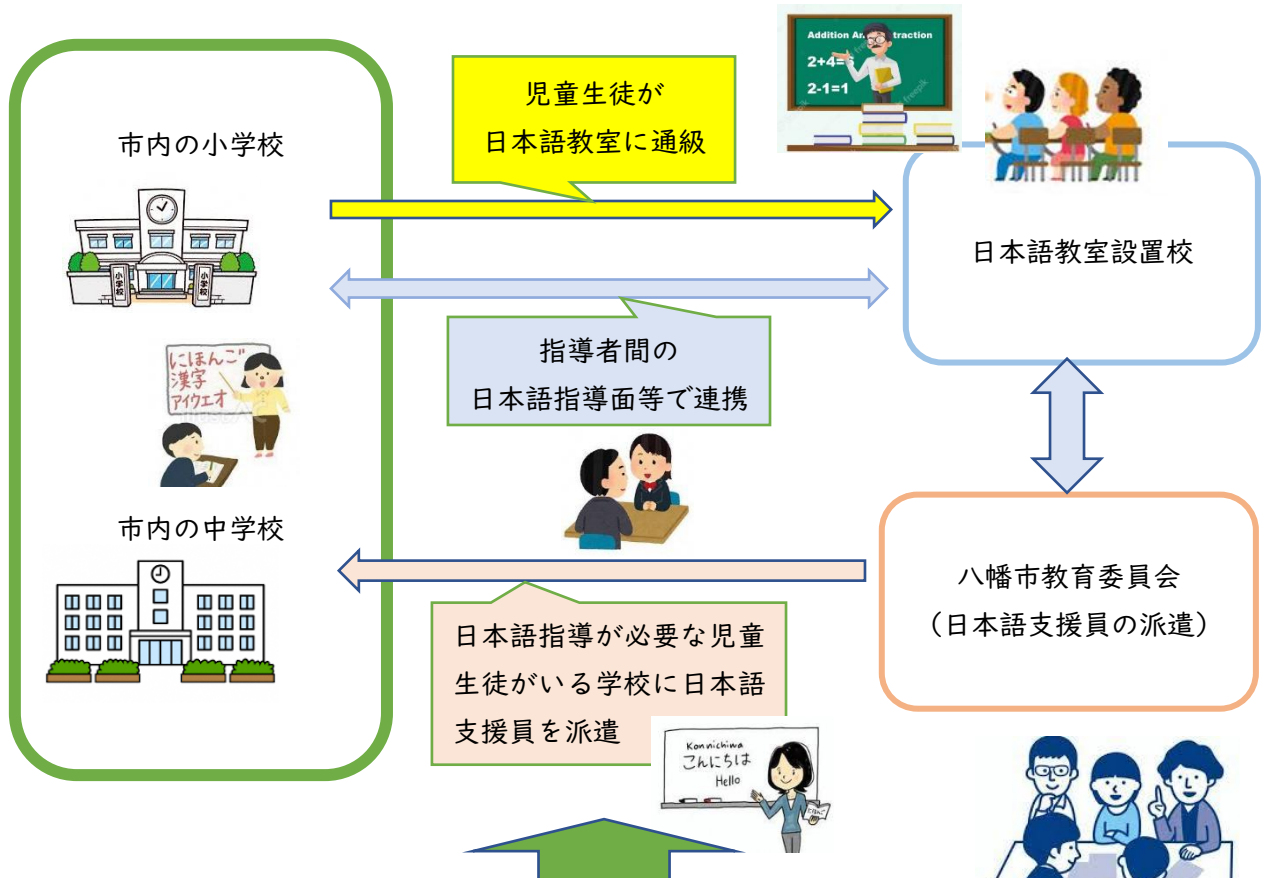
- ・紙面で日時、場所、持ち物など分かりやすい日本語（可能なら母語翻訳したものもつけて）でお知らせする。
 - ☞教育サーバに適宜保存し、共有
- ・通訳の要・不要についても確認しておく。
- ・特に知りたいことは何か聞いておくと、準備に役立つ。
- ・できるだけ児童生徒も一緒に来校してもらおうと良い。

市教委でも資料の充実を図り、受付段階で保護者に案内できるようにしていく。

指導計画や支援の体制づくり

Ⅰ 「日本語教室コーディネーター会議」の開催

⇒入学・転編入学後すぐに日本語指導が必要か見極める。(保護者の要望も踏まえて)
日本語指導が必要な場合、「日本語教室コーディネーター会議」を行い、日本語教室に通うか、又は日本語支援員を学校に派遣するかを考える。



- **日本語教室コーディネーター会議** [メンバー⇒八幡市教育委員会担当者、日本語教室教員、日本語指導が必要な児童生徒がいる学校の教員]

保護者が日本語教室での指導を希望(日本語指導が必要な児童生徒であると判断)⇒日本語支援コーディネーター会議の開催(指導内容、通級日時、期間等)⇒日本語指導が必要な児童生徒が日本語教室に通級して指導を受ける。

⇒その後、必要に応じて日本語支援コーディネーター会議を開催

- **指導者間の日本語指導面での連携** [メンバー⇒日本語教室教員、派遣日本語支援員]

日本語支援員が日本語教室設置校以外の学校に派遣されるときには、指導者間で引継ぎ等を行う。

2 教職員間での情報共有、支援の確認、面談で得た情報からの配慮

受入れ前後だけでなく、定期的に教職員間での情報共有や支援の確認をしておくことが大切である。面談や、個別の指導計画、児童生徒の学校での様子をもとに、絶えず P4「組織づくり・受入れに向けての確認」に関わる事項について更新、確認をする。

※アレルギー、食事の配慮については特に確実に共有する。

3 児童生徒への説明と受入れ体制づくり

宗教、文化の違いなどについて P11 で集めた資料等をもとに児童生徒にも説明し、理解を図るとともに、多様性を楽しむことのできる雰囲気づくり、集団づくりをし、受け入れ・協力体制を整える。

→ P34 記載の「八幡市版・人権学習資料集〈外国人の人権〉」を活用した系統的な学習を通して、学校全体の理解を深めることも大切である。

受入れ体制づくり・チェックリスト

- 国名、氏名（呼び方）
- 言葉が通じないということについて、相手の気持ちを想像すること
- 当該国の文化と日本の文化の違いについて、知っておいた方がいいこと
- 日本の学校の様子が分からない（給食も、掃除も知らない）こと
- 児童生徒同士のコミュニケーション手段（タブレット、絵、写真の活用含む）
- 本人、児童生徒が困ったときの対処（教職員への報告・相談）など

※外国人児童生徒等だけに対する「特別扱い」ではなく、このような経験が、日本人の児童生徒にとっても、個性尊重や優しさ、思いやりにあふれた学校・学級づくりにつながることを伝えることが大切である。また、「してあげる」というように外国人児童生徒等を受動的な存在として扱うのではなく、対等の仲間として自然に接することができる集団づくりが重要である。

※転入生と同じ母語を話せる児童生徒がいた場合、様々な願いをしがちになるが、「その児童生徒にとって過度な負担になっていないか」「2人の関係が対等でなくなったり、他の日本人児童生徒と関わる機会を奪ったりしていないか」などに注意し、慎重に見守る必要がある。

4 個別の指導計画の作成

P32 以降に記載する個別の指導計画は、外国にルーツのある児童生徒の客観的理解に役立つツールである。また、次学年や進学先に、引継ぐことで指導を計画的に、また効果的に行うことができ、最終的には外国籍児童生徒の将来の希望実現に資するものとなる。

登校初日・受入れ前後の対応

外国人児童生徒等や保護者があたたかく受け入れられ、安心できる学校だと感じられるような良い出会いの日になるよう、以下を参考に対応する。

※学級担任だけでは対応できない。管理職を中心に、チーム会議等で、登校初日の対応を行う教職員を予め決めることが大切である。

登校初日の対応・チェックリスト
登校・教職員への紹介
<input type="checkbox"/> 登校初日は、早めに保護者と一緒に来校してもらい、関係職員との挨拶や初日の流れの説明をしておく。 <input type="checkbox"/> 朝会等で、教職員へ紹介し、全ての教職員で支援することを共通理解する。 <input type="checkbox"/> 母語支援員等の派遣を開始している場合は、当該児童生徒に付き添ってもらい、不安なことや困りごとなどを聞き取ってもらい、連携する。
学級の児童生徒への紹介
<input type="checkbox"/> 名前の板書／名前の呼び方の確認 <input type="checkbox"/> 歓迎会やゲーム大会等、仲間づくり <input type="checkbox"/> 教員や児童生徒が母語のあいさつや単語を覚えておくと良い。
教室での配慮
<input type="checkbox"/> 学校生活に最低限必要な日本語を教える（サバイバル表現） （例）あいさつ、先生の名前、「トイレ」「痛い」「水」「わからない」「ありがとう」等 ※コミュニケーションカードを準備し、使い方を教えられとなお良い。 <input type="checkbox"/> 座席やロッカー、荷物かけの位置などを確認 <input type="checkbox"/> 登校してからのルーティンがあれば少しずつ教えていく。 <input type="checkbox"/> 学校の案内（教室、傘立て、靴箱、ロッカー、トイレ、水道、職員室、保健室など） ※トイレは場所だけでなく、使い方も教える。使用済みのペーパーを流さずごみ箱に捨てる国もある。和式トイレについても簡単な説明をする。 <input type="checkbox"/> 時間割や休憩時間の過ごし方など、その都度ルールを確認していく。 <input type="checkbox"/> 当日、給食や掃除がある場合は、それらの決まり等についても知らせる。
持ち物等の確認
<input type="checkbox"/> 持ち物や必要な書類等が揃っているかの確認 <input type="checkbox"/> 不足している場合は保護者に伝える。（絵や写真を活用すると良い。）
翌日以降に向けての確認事項
<input type="checkbox"/> 翌日の予定と持ち物、登下校の時刻の確認 <input type="checkbox"/> 通学班の班長や同一ルートの近所の児童生徒と顔合わせ（保護者も一緒に顔合わせできると良い。） <input type="checkbox"/> 通学班の集合場所、集合時刻の確認をする。（実際にその場へ連れて行く。）

2日目以降の対応・チェックリスト

初日の伝達内容の再確認

- 靴箱や座席、ロッカーの位置
- 一日の流れや時間割、休憩時間、給食、掃除のルール等を体験しながら再確認する。

人間関係に関わる支援

- 休み時間に他の児童生徒と話したり遊んだりできるように配慮する。
- 助け合いのできる雰囲気づくりに努める。

☆児童生徒の困難さに寄り添う。

- 「やさしい日本語」や通訳アプリ、通訳者を活用し、できるだけコミュニケーションを図るようにする。
- 少しでも、教師が母語（挨拶、称賛、気遣う言葉等）を覚えて、話しかけるようにすることが児童生徒との信頼関係構築に役立つ。
- 気持ちを上手に伝えられないことがストレスとなり、言動に出ることがある。まず、寄り添って、その理由を聞き、その後、適切な指導・支援を行う。

給食への配慮

- 配膳や後片づけに付き添う。
- メニューを説明したり、アレルギーを確認したりする。
- 給食が食べられるか様子を見る。

学習内容・学校生活についての確認

- 母国での学習内容の把握（教科の有無や既習・未習の確認）
※音楽の授業の経験、九九など、日本と習う時期が違う学習内容の確認等
- 母語通訳者や日本語支援員等に母語で不安や不満、疑問を聞いてもらう時間の設定

教室での学習や日本語指導（別室指導）

- 必要に応じて日本語教室や別室での日本語指導→P36～
- 絵や写真、実物を使ったり、ICTを活用したりして、日本語の習得が不十分な児童生徒も授業に参加できる工夫をする。
- 教科で使う言葉や覚えなければならない言葉（キーワード）は積極的に覚えられるように支援（「たす・ひく」「段落」など少しずつ）する。

その他の配慮事項

☆給食について

- 給食当番、準備・片付け、箸、食前食後の挨拶、白衣、使用後にアイロンをかけて持参することなど、日本では当たり前の習慣も海外では、馴染みがないと思われる。本人と家庭にも少しずつ丁寧に教えていく必要がある。
- 日本の給食の味が苦手で、食べられないこともある。無理に食べさせるのではなく、時間をかけて対応することが大切である。
- 宗教上の制約やアレルギー等への配慮については弁当の持参なども含めて、保護者とよく相談して対応する。保護者が用意した弁当の中身や料理に使われる調味料の香りが、日本人には馴染みのないものもあるので、教職員によるフォローが必要となる。

☆掃除について

- 決まった時間に集団で掃除をする文化は日本以外では馴染みがないことがほとんどである。掃除の意義や方法などを、実際に掃除をする体験を通じて少しずつ教える。また、掃除すること自体に抵抗がある場合は少しずつ馴染めるような配慮が必要となる。

☆常に困りごとがないかの配慮・観察を！

- 笑顔で過ごしているからといって樂觀せず、常に困っている様子はないか、気を配るようにする。「困ったことがあったらいつでも相談してね。」と言っている、言葉が通じにくい中、本人からはなかなか言えないことがあることを意識する必要がある。また、自分だけが、いつも相談や質問をすることに遠慮する気持ちも生まれがちである。

☆みんなと同じ行動がとれるようになっていても注意を！

- 他の児童生徒と同じように行動できているからといって、理解できているとは限らない。ただ真似をして行動しているだけかも知れない。本人と対話しながら、行動の意味を自分で理解して生活できるように支援することが大切である。

☆来日の背景に配慮した支援を

- 外国人児童生徒の中には、本人が納得しないまま家庭の事情で日本の学校に通うことになった児童生徒もいる。新しい環境への不満から、日本での生活の意欲を失っていることもある。児童生徒の背景に配慮し、気持ちに寄り添った対応を心がける。
- 学習の困難さ、学校生活のストレス、意欲の欠如、いじめ等から、不登校につながることもある。その兆候が見られる場合は、組織的な対応と保護者との連携が不可欠である。

日本語指導・教科指導に関わって

1 個別の指導計画に基づく日本語指導・教科指導

- ・全外国籍児童生徒について個別の指導計画の作成（様式1は担任が中心に、様式2は、日本語教室教員と連携して作成する。）
- ・個々の状況により個別の指導計画の作成が必要でない外国籍児童生徒もいるが、必要最小限のみの記入でよい。
- ・個別の指導計画の作成に当たっては保護者の了解は必要ない。
- ・個別の指導計画にある DLA（対話型アセスメント）は、日本語教室で実施した者のみ記入する。
- ・学年が上がる際や各キャンパス小・中学校間、中・高等学校間での連携に活用する。
- ・年度に2回（10月と3月）に更新する。

●指導計画作成Q & A（文部科学省 HP より）

Q1 指導計画は誰が作成するのでしょうか。

A 「特別の教育課程」により日本語指導を行う場合には、児童生徒の在学する学校において学校長の責任の下で指導計画を作成し、学校設置者に提出するものとします。

指導計画は、日本語指導担当教員や学級担任・教科担当教員等が連携して計画するようにします。指導補助者の意見も参考にすることが望ましいでしょう。

他校等に児童生徒が通って「特別の教育課程」による日本語指導を受ける場合であっても、指導計画の作成は、児童生徒の在学する学校長の責任の下で作成するものとします。

Q2 指導計画はいつ作成するのでしょうか。

A 年度末には、来年度の「特別の教育課程」による日本語指導の対象となる児童生徒について検討しておくことが望ましいでしょう。年度途中の転入や編入があった場合も、速やかに作成します。また、定期的な学習評価を踏まえて、適宜計画の見直しを行い、具体的な指導内容や指導方法の改善に活かしていくことが求められます。特に来日直後の児童生徒の場合は、日本語の習得状況も短期間で変わるので、定期的に見直すことが重要です。

Q3 指導計画の内容はどういったものなのでしょうか。

A 指導計画は、以下のような構成が考えられます。ただし、各地域の実情等に応じて項目等を工夫することが求められます。

1 学校設置者に提出する指導計画（「特別の教育課程編成・実施計画」）

各学校で作成する「個別の指導計画」をもとに、対象となる児童生徒について一覧表にまとめ、学校設置者に提出するもの。

2 学校内で作成する指導計画（「個別の指導計画」）

対象となる児童生徒一人一人について作成し、現状の把握や指導計画及びその見直し、学習評価等に活用するもの。

個別の指導計画

(

学校)

フリガナ			性別		国籍		
名前			生年月日	平成	年(西暦	年) 月 日	
住所			連絡先				
入国年月日	令和	年(西暦	年) 月 日	学校受入年月日	令和	年(西暦	年) 月 日
家族構成	名前		続柄	国籍	本人との言語	日本語理解の状況・備考	
家庭への連絡 □はい ■いいえ	□日常的な連絡が日本語で可能		□懇談会や行事の説明会が日本語で可能				
	□懇談会や行事の説明会に通訳が必要		□翻訳文書が必要				
学年	年齢	就学等の状況・期間			特記事項(学校外の支援状況等)		
	0						
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
小1	7						
小2	8						
小3	9						
小4	10						
小5	11						
小6	12						
中1	13						
中2	14						
中3	15						
その他 (中学校卒業後の進路希望、宗教上の配慮事項等)							

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学級担任									
指導者 支援者									
取り出し 指導の累計 時間数									

個別の指導計画

様式2(指導に関する記録)														学校		
年組 フリガナ		年 組		作成者				作成日		令和 年 月 日						
児童生徒名								更新日		令和 年 月 日						
指導者 支援者				指導場所				取り出し 指導時数		週		時間				
日本語の力	話す	前 期				後 期				日本語能力 測定方法		DLA (Dialogic Language Assessment) 対話型アセスメント				
	読む									ステージ		話す	読む	書く	聴く	
	書く									1回目		月	日			
	聴く									2回目		月	日			
指導目標 (大目標)	前 期				後 期											
「特別の教育課程」による日本語指導	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	累計		
	授 取 出 し													0		
	計 画													0		
	実 績													0		
	サ															
	基 技 統 補															
指導計画	前 期				後 期											
評価 (指導内容) (指導方法) (学習状況) 等	前 期				後 期											
上記以外の 指導・課題等																

2 特別の教育課程について

◎根拠法令

【学校教育法施行規則】

第五十六条の二 小学校において、日本語の通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第五十六条の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

【平成 26 年 1 月 14 日文部省告示第 1 号】 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二（規則第七十九条及び第百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

1 日本語の能力に応じた特別の指導は、日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とする。

2 日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。

※つまり日本語能力に応じた特別の指導は、年 10 単位時間（月 1 単位時間程度）～年 280 単位時間（週 8 単位時間程度）まで行うことができる。

◎八幡市での特別の教育課程の報告について

5 月 「児童生徒・学級数等調べ」（局提出）

○通級指導に係る特別の教育課程（通級教室設置校 作成）

○日本語指導に係る特別の教育課程（八幡小学校日本語教室 作成）

→上記に係る報告で把握している。

3 日本語教室での指導

八幡小学校 日本語教室の指導内容

(1)日本語初期指導

学校に早くなじめるように、日本の学校の日課を知らせたり、体験させたりする。持ち物や禁止事項についても知らせる。サバイバル日本語を教える。その中で仮名文字を教える。

(2)日本語初級指導

名詞文から「て形」まで教える。その中で漢字を教え、学習言語を覚える足掛かりにする。

(3)JSL 教科指導

*JSL=Japanese as a Second Language=第二言語としての日本語

教科学習の内容を押さえつつ、学習に必要な語彙、文型などを取り立てて教える。

(4)教科補習

自ら課題をもって、わからなかった内容について指導を受ける。

(5)高校受験対策

主に数学・英語の教科指導、及び高校受験の面接や作文の書き方を教える。

上記の指導のためのシラバスの決定、テキストの選択と購入、教材づくり、個別学習計画、児童生徒の記録などを行う。

(6)その他

八幡小学校においては、学習指導だけではなく、生徒指導も担任と連携して行う。また、保護者と担任とのパイプ役として、保護者向け学校文書をそれぞれの母語に翻訳するか家庭訪問をして説明する。就学援助申請などのサポートをする。

全校児童には日本語教室の紹介を行っている。

☆日本語指導に役立つサイト☆

○横浜市日本語支援拠点施設「ひまわり」作成教材「ひまわり練習帳」(横浜市)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodatekyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/default20191204.html>

※日本語初期指導用の独自教材として「ひまわり練習帳1(清音編)」と「ひまわり練習帳2(特殊音編)」が公開されている。

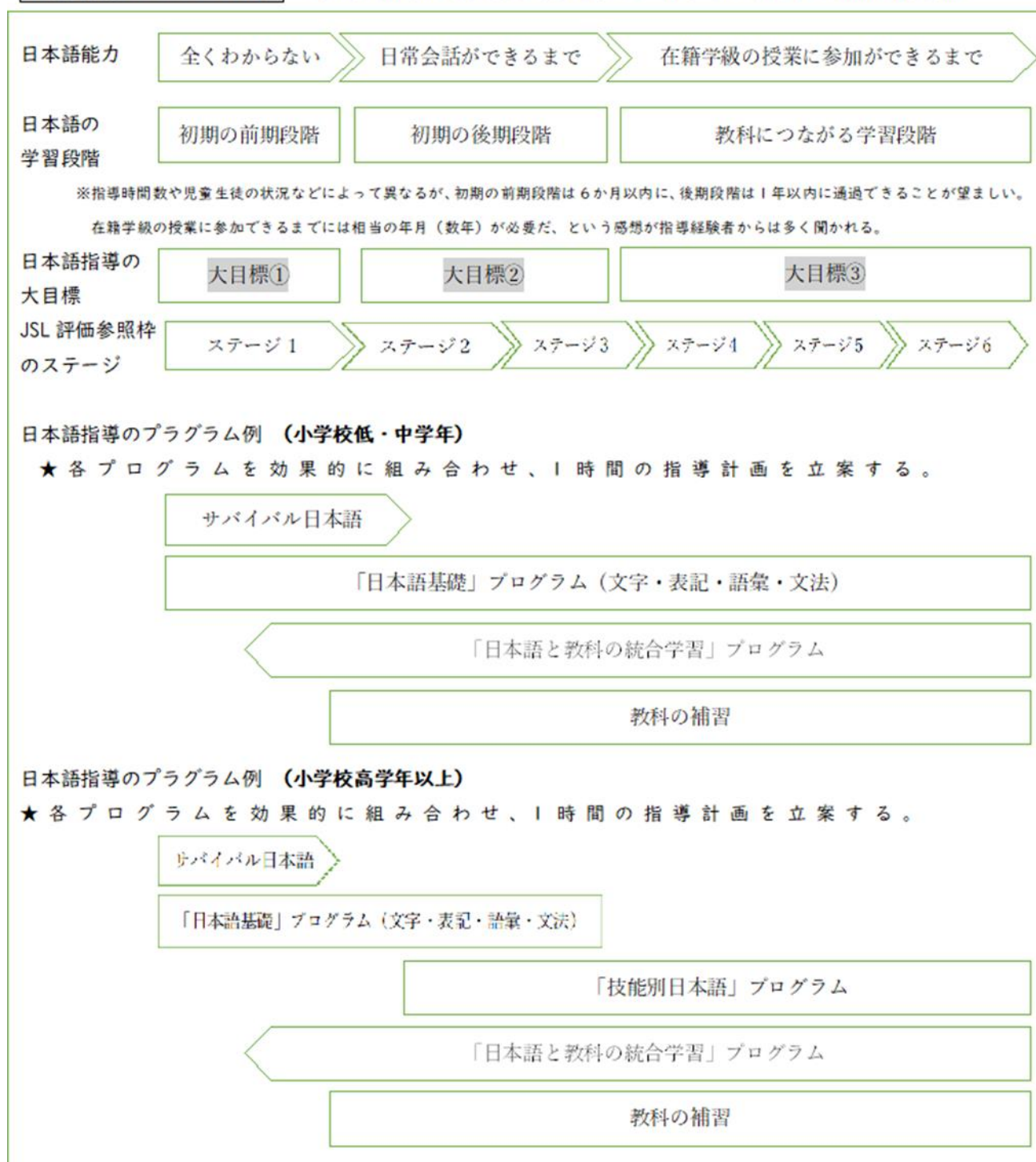
○「かすたねっと」教材検索(文部科学省)

<https://casta-net.mext.go.jp/>

※「かすたねっと」には、個別の指導計画作成資料もある。

(「日本語」「指導者」にチェックを入れて検索)

日本語指導のプログラム例 (「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」参照)



- 大目標① 日本の学校生活や社会生活に関する最低限のルールを理解し、意思疎通を単語レベルでできるようにする。
- 大目標② 日本の学校生活や社会生活において、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
日本の学校生活や社会生活に関する理解を深め、日本語で学校生活に参加するために必要な文字や文など基礎的な日本語の力を育てる。
- 大目標③ 日本の学校生活や社会生活において、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
教科等において、課題をつかむ・探求する・まとめる等の様々な学習活動に日本語で参加することができる。

(1)「サバイバル日本語」プログラム

来日直後の児童生徒に対し、日本の学校生活や社会生活の場面で必要不可欠な語彙表現の習得や、生活面での適応を目的にしたプログラム。(学習内容⇒■健康で衛生的な生活を送るために ■安全な生活を送るために ■周囲の仲間との関係をつくるために ■学校の生活を円滑に送るために)

(2)「日本語基礎」プログラム(文字・表記・語彙・文法)

日本語基礎(文字・表記・語彙・文法)→発音の練習、文字の習得、語彙を増やす、簡単な文型を学ぶ。学校への適応や教科学習に参加するための基礎的な力をつける。

- ① 音声指導
- ② 文字・表記指導 (■ひらがな指導 ■カタカナ指導 ■漢字指導)
- ③ 数字の書き方・読み方指導
- ④ 語彙指導

初期段階の指導では、学校生活にすぐに必要となる言葉を優先し、「意味によるまとまり」で教える。その時、実物や絵、写真などの視覚補助教材を利用しながら教える。

- ⑤ 文法・文型指導

文法の指導は、一般的には文型指導という形で行われ、単純な構造の短い文型から複雑な構造の長い文型へと順番に教えていく。

(3)「技能別日本語」プログラム

技能別日本語(「聞く」「話す」「読む」「書く」活動)→まとまった内容を聞いたり話したりする力、目的を持って話し合いをする力や議論する力、文章を書いたり読み取ったりする力などに焦点を当てた学習。

(4)「日本語と教科の統合学習」プログラム

日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)→教科の学習内容を理解すること、日本語を学ぶことを組み合わせて学習する。

(5)「教科の補習」プログラム

教科の補習→在籍学級での学習内容を、先行して学習したり、復習したりする。

日本語教室について

(1) 校外から通室する場合の交通手段…保護者の責任で通級手段を選んで、通室

※保護者の車で送り迎えしてもらったり、コミュニティバスや自転車に乗ったりして通っている。

(2) 日本語教室での指導・支援…子どもたちと保護者への支援

○年度初めに日本語教室の紹介をする。各学年の学年開きに参加し、日本語教室に通級する子どもたちの学習の内容や努力している内容などを伝えている。

○子どもたちへの指導は、大きく以下の4段階で実施する。

※滞日日数の違いなどで一人一人の能力に違いがあるので、個々に応じた指導計画を立てて授業に臨んでいる。

① 日本語初期指導段階の子ども

単語文で意思を伝えることができる日本語—サバイバル日本語—ひらがなとカタカナを指導。また、日本の学校の日やルール、ノートの取り方、持ち物などについても学習し、在籍校・在籍学級に柔らかく着地できるようにする。

保護者への支援1

保護者へは日本の学校制度について説明。日本独自の進級、進学システムを理解してもらおう。各種提出書類の説明と記入、提出の援助。

② 日本語初級指導段階の子ども

コミュニケーションに必要な基本的文型と漢字の指導を進める。在籍校では音楽、図工、体育などの技能教科に参加し始める。在籍学級と連絡を取りながら、子どもたちが日本語教室で学習したことを実際の会話場面で使えるようにしていく。

この学習が終わるころ、DLAを実施し、子どもたちの日本語能力を測る。コーディネーター会議を開いて、今後の学習支援について在籍校と話し合う。

保護者への支援2

学習で必要な物、集金、学校行事など文書で連絡されるものが日々あるので、翻訳文書を出したり説明のために家庭訪問したりする。安全や経済的な援助に関する案内は見逃さないようにしている。

③ 教科学習への支援段階の子ども

文科省が作成したJSLカリキュラムの考え方に学びつつ、子どもたちが授業の内容を理解し参加できる力をつけるための支援を行う。例えば国語科ではリライト教材を作成して内容を理解しやすくし、文章を読解する力をつけるために複文や漢字熟語などの学習を進める。毎週週案をもらい、在籍学級と連絡調整して次週に臨む。

④ 受験対策段階の子ども

在籍校の三者面談に同席し、日本語教室が把握している学力や今後の学習について話す。いたずらに焦らせるのではなく、高校三年間も視野に入れた学習を提案することを心がける。11月ごろになると、関係中学校と連携をとって受験対策を行っている。

☆豆知識

◎ JSLとは

外国につながるのある児童生徒の多くは、家庭内では母語で生活しており、その場合、母語が第一言語（First Language）となる。しかし学校では日本語で生活しているので、日本語は「外国語」ではなく、生活のための第二の言語となる。このような捉え方をJSL（Japanese as a Second Language）と呼んでいる。

※母語＝その人が、幼少期から自然に習得した言語のこと。母国語（母国の言語）とは違う場合もある。（例えば、アメリカで生まれたが、日本で育ったので日本語が母語など。）

◎ DLAとは

文部科学省作成の『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント』のこと。日本語の発達状況の技能別・観点別「JSL評価参照枠」が掲載されている。個別の指導計画の「学習目標項目例」は「JSL評価参照枠」の6段階のステージと対応している。

◎ 母語の大切さ

外国につながるを持つ児童生徒にとって抽象的な思考に必要となる言語は、個々の事情により母国語であったり、日本語であったりする。例えば、中学生になって来日した子は母国語で考え、第二言語として日本語を学ぶし、乳児期から日本で過ごす子は日本語で考え、母国語は第二言語となり、簡単な日常会話程度という場合もある。第二言語の習得のみに時間を費やしてしまうと、母語と第二言語のどちらも核としない中途半端な状態となり、思考する力が未発達になってしまうことがある。そのため、その児童生徒の母語の習得状況、家庭内での使用状況等を踏まえて、核となる言語を意識して系統的に指導することが重要になる。

また、学校で日本語を習得した児童生徒が、日本語を核とするようになると、親子のコミュニケーションが難しくなることがある。日本語か母国語のどちらかで家庭でのコミュニケーションが取れることも大切である。母国語はその国の文化にもつながっているので、児童生徒のアイデンティティ確立のためにも、日本語の指導と併せて、母国語への配慮が必要である。

◎ 日本語指導が必要な児童生徒の言語能力について

生活言語能力については習得に1～2年、学習言語能力については、習得に5～10年かかると言われており、生活上、不便なく話せているように見える児童生徒も学習に必要な言語が習得できているわけではないことに留意が必要である。

4 在籍学級等での教科指導

◎在籍学級等においてこそ、日本語指導を意識した教科指導が必要

→教科学習を通して日本語で学習活動に参加できる力を育てる。

☆外国人児童生徒にとって学校での日常生活全てが日本語習得の学びの場である。友達との関わりでは生活に必要な言語を、教科学習では学習で使う用語を学ぶ。どちらもこれからの生活に必要なスキルになる。

☆教科指導に役立つサイト☆

◇外国につながる子ども向けの教材が知りたい！（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00663.html

◇多言語翻訳算数・数学コンテンツ（京都教育大学）

<http://tagengohonyaku.jp/>（小学校算数） <http://tagengomath.jp/>（中学数学）

◇「かすたねっと」教材検索（文部科学省）

<https://casta-net.mext.go.jp/>

◇「日本語指導が必要な子どもたちのための日本語の力、生活経験に応じた授業づくりの考え方・支援例集」（京都市教育委員会）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000254112.html>

◇すぐ使える教材集（岩倉市日本語適応指導教室）

<http://www.iwakura.ed.jp/nihongo/frame.htm>

【以下は指導者自己研修用】

◇外国人児童生徒等の教育に携わる教職員・支援員のための研修用動画（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm

◇「児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修 公式ウェブサイト『ひまわり』」

（文化庁・日本語教育学会）

<https://smexctp.trendmicro.com:443/wis/clicktime/v1/query?url=https%3a%2f%2fhimawari%2djle.com&umid=98fd24a7-7f09-4ab4-815f-4dbcf2ebfda9&auth=276d249eff9eb5c94687d4b35def15bf49a13761-65d263927c959ed4a0e9ba5ad2e4b5233d6441a0>

教科指導チェックリスト

担任・教科指導担当者

- 日本語習得状況と教科内容の既習状況の把握
- 自尊感情を低下させない配慮や支援
 - ・発表等の活躍できる場면을意図的に設け、認めたり、褒めたりする。
 - ・スモールステップで、できることを増やして褒めるなど、自信や意欲を高める。
- 体験的な活動や表現活動、具体的な操作や生活場面につながる学習活動
- やさしい日本語を意識した授業→P36～
- 写真やイラスト等の準備
- 教科担当は学級担任と児童生徒の情報を共有・連携する。
- 日本語教室担当や日本語支援員と児童生徒の情報共有や支援についての相談・連携

日本語支援員との連携

- 日本語習得状況等の把握、日本語指導の補助
- 外国人児童生徒等の教育課題や悩み、人間関係等に関する情報提供
- 外国人児童生徒等へのその他の指導補助

その他・教室において気を付けること

☆トラブルへの対処

- ◎トラブルは日本語能力と関連している場合があることを念頭に置く必要がある。
- 学習に関わる言語の壁にぶつかり、意欲を失ったり、今までの学習やこれからの学校生活への不安や疑問が出てきたりしていることもある。
- 本人の意思で来日していない場合は、日本での生活や勉強に前向きになれないことがあるので、そのことを踏まえて対応することが求められる。
- 多動や不注意など発達上の課題を感じる際も、論理立てて思考するための母語の力の不足が原因である場合もある。
- 学級、保護者、日本語教室との連携を今まで以上に大切にする。
 - ・日本語能力の達成度をみる。
 - ・言葉が通じないことでストレスを感じていることや、あきらめずに対話を続けることの大切さなど周囲の子どもたちの理解を促す。

☆日常会話ができてから学校生活に慣れてきたように見えたり、授業中、質問をしないから授業が理解できていると思ったりしがちになる。

→「先生の指示している言葉は分からないが、友達の動きを見て、マネをしているだけ」「簡単な会話で話せているが、本当に伝えたいことがうまく伝わらずにストレスを抱えている」「学習で分からないことが分からない」「どう質問したらいいか分からない」という状態かもしれないという意識を持って見守る必要がある。

☆継続した支援や励ましを行い、児童生徒が自尊感情や自己肯定感が持てるよう、努力を認め、目標に向かっていけるように寄り添うことが大切→全ての子に通じること。

4 学習評価の方法・指導要録への記載

(1) 学習評価について

【基本】一般の児童生徒と同じように目標に準拠した評価を行う。

→ただし、日本語を習得していない児童生徒にとって教科学習は難しい。そのため、まずは日本語教室で独自に作成したものを基準に日本語習得状況に準拠した評価を行っている。日本語指導、在籍期間、また日本語習得状況に合わせて、段階的に教科学習の評価項目を増やしている。

母語通訳者・オンライン通訳支援等を活用する。

【保護者との共通理解】

- 通知表では、編入したばかりだったり、日本語の習得状況から評価できなかつたりするものについては斜線で示すことについて、事前に本人や保護者に話し、理解を得ておく。
- 初めは日本語を優先する必要があること、また学校としてもまずは日本語の習得のために支援をしてきたい旨を説明する。
- テストの点数だけでなく、授業への参加状況や提出物などで、複合的に評価することについても伝えておく。
- 通知表によって、指導の過程や成果、今後の可能性等を示すことで、今後の指導方針を学校と保護者との間で共有することが重要。

通知表について法令上の規定や、様式に関して国として例示したものはない。

→本人や保護者の理解を得ながら、管理職の判断のもと、学校として外国人児童生徒一人一人の状況に合わせて様式も含め、柔軟に対応することが可能。

【工夫】○個人内評価として、本人の努力を伝える。

- 現行学習指導要領では、ペーパーテストだけでなく、パフォーマンス評価も含め、多面的、総合的な評価が求められている。授業中の観察、発表やスピーチ、成果物など様々な方法を活用して、総合的・積極的に評価する。
- 教科での学習や日本語指導の記録について、記述式の評価を返す。
(特別支援学級の通知表を参考に)
- 教科や問題によって、母語での回答を認め、それを評価する。
- テスト等で、ルビを振る、通訳の配置をする、翻訳アプリの使用を認めるなどの合理的配慮を行う。
- 保護者に分かりやすく伝え、理解を得るために、各学校において、記載内容や方法、様式等について工夫を図ることが求められる。

(2)指導要録への記載について

- 外国の学校等から、第1学年の中途または第2学年以上の学年に編入学した場合
→指導要録の「入学・編入学等」の欄には下記のように記載

例)

入学・編入学等	令和○年○月○日 第○学年編入学 ベトナム社会主義共和国現地学校より、第○学年に編入学 アメリカ合衆国より帰国、年齢相当学年に編入学 など
---------	---

- 「特別の教育課程」による日本語指導を受けた児童生徒については、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「特別の教育課程」による指導を受けた授業時数、指導期間、指導の内容及び結果等を記入する。
例「特別の教育課程による指導 週○時間 令和○年○月○日～令和○年○月○日
日本語教室で日本語の指導を受ける。」(文科省Q&Aにより、市教委が例を示すことは差し支えないとなっている。各校で変更可)
- 「特別の教育課程」による指導を受けていなくても日本語指導が必要な児童生徒については、その後の指導に役立たせる観点から必要に応じて「教科書の漢字にふりがなをつける」「単語の切れ目に斜線を引く」など、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を記載する。
- 個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に、上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって、指導要録への記入に替えることも可能

【以上について参照】文部科学省ホームページ 教育 > 国際教育 > CLARINET へようこそ > 帰国・外国人児童生徒教育情報 > 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知) > 指導計画の作成及び学習評価の実施より
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341933.htm)

- 「特別の教育課程」で日本語指導が必要な児童生徒の指導要録への評定の記載について、文部科学省からの具体的な通知はない。特別支援学級や通級指導教室通室の児童生徒と同様の評定の記載をすることになると考えられる。

将来の希望実現に向けて

☆進路を見据えた指導・支援／保護者や外部関係機関との連携

保護者

- 高校入試や、高等学校・定時制・専門学校・就職などの進路の選択肢について理解してもらう。(特に、長期の在留が予定されている場合は、中学1年生から情報を伝えていくことが大切)
- 高校入試などについての説明を行う進路説明会などへの参加を積極的に促す。
(外国人対象の説明会があれば特に)
- 日本では基本的には落第がないため、原則として成績が悪くても入試の学年に進級することも知らせておく。(落第制度がある国の出身の場合、落第させなかったことについて保護者が不信感を抱くことも考えられる。)
ただし、学校教育法施行規則では小中学校でも成績不良を理由に校長の判断で原級留置させることは可能。その際は、保護者の理解と児童生徒の同意を得ることが重要である。その場合、指導要録は新しく作り直し、古いものは保管しておくことになる。校務支援システム(クラリネット)で必要な対応については、市教委とその都度連携する。留め置き理由については、将来、本人が不利にならないように留意する。
- 成長するにつれ、母語を忘れて親とのコミュニケーションが難しくなる場合も多いため、家庭では、子どもと母語で多くの会話をすることを勧める。
- 様々な生活場面で、子どもが母語と日本語を使い分けて話しているのを見て、両方の言語力が十分育っていると感じることが多い。しかし、反面、どちらの言語も学力形成していくレベルに達していない場合も多いことを共通理解しておく。
- ◎外国人児童生徒等にとって、現在、在籍している学級での学習で使われているレベルの日本語を身に付けることが重要であることをしっかりと伝えておく。

進 学

- 年度当初の面談等で、生徒や保護者から希望進路について聞き、把握する。
- 作文や面接指導、苦手科目の克服などは、日本人の生徒より早く始める必要がある。
- 出願資格の確認など、早めに情報収集、情報提供が必要

就 職

- 積極的な気持ちによるものか、本当は別の進路へ行きたいのに仕方なくといった消極的な気持ちによるものなのかを把握する。
- 就職を希望しながらも急に進学へ方針転換する可能性もあるので、学習も継続しておき、家庭との連携を密にしておく。

☆個別の指導計画や進路追跡票の活用

- 担任・校種が代わっても確実に引継ぎを行うことが大切である。
- また、進路を追跡しておくことで、他の外国人児童生徒等の高校進学や就職など進路に関する情報収集のネットワークづくりに繋がる。

進路追跡票

(学校内で作成する指導計画 様式例)

外国籍生徒進路追跡票(参考様式)

様式1(児童生徒に関する記録)

(記載者(中学校))

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
在籍										
フリガナ 児童生徒氏名 (通称)						(男・女)	国籍等			
フリガナ 保護者氏名 (通称)							続柄			
生年月日							出生地			
入国年月日				学校受入年月日						
家族構成										
家庭内使用言語										
進路先										
進路指導について										
進路指導で困ったこと										
現在の状況										

☆進学に係る配慮事項(文科省HP Q&Aより)

○児童生徒が中学校卒業後、上級学校へ進学しようとし、かつ、上級学校が調査書(いわゆる内申書)を入学者選抜のための資料とする場合、中学校長は入学者選抜のための資料として、調査書をその生徒の進学しようとする上級学校に送付する必要があります。例えば、中学校において教科指導等と比較して「特別の教育課程」による日本語指導を比較的多く受けた経験を持つ生徒が、高等学校等への進学を希望している場合は、「特別の教育課程」による日本語指導の所見についても調査書に記載するなどの配慮を行うことが考えられます。

多文化共生の学校づくり・学級づくり

1 多文化共生の心を育む学校と学級づくり

多文化共生には、単に「違いを認め合う」だけではなく、児童生徒が「自分のアイデンティティを肯定する」力を培うという目標をしっかりと持つことが大切である。共生には3つのレベル-「自己との共生」「他者との共生」「社会との共生」-があり、「自己との共生」がすべての基礎となる。渡日した時の学年が高いほど、できていたことができなくなったショックが大きいし、「できた」という充実感を持つ機会も少なくなりがちである。そのような心情を「向き変える」取組が必要である。「日本の枠組みとは違う枠組みで育ってきた自分であるからこそ、日本の良さも母国の良さもともに生かし、日本の枠組みに順応するだけではなく変えていくこともできる」という有能感へ向き変える取組である。それに応じて、日本の子どもたちには、自分の優位的な立場から降りて、このような子どもたちから学ぶ取組が必要である。

学校・学級でできること

- 多文化共生について機会あるごとに児童生徒に伝えたり、学習に取り入れたりする。
 - ・外国人児童生徒等のアイデンティティを確立し、日本人児童生徒の多文化共生の意識を育むための学習の時間を設ける。
 - ・写真や動画、体験等を活用すると理解しやすい。
 - ※「八幡市版・人権学習資料集」を活用し、系統的に学習できるようにする。
- 外国人児童生徒等に受容的な態度で寄り添う。
 - ・教職員が外国人児童生徒等の存在をどう捉えるか、教職員の態度や姿勢が学級や学校の雰囲気大きな影響を与えることを自覚する。
 - ・管理職から外国人児童生徒への声掛けを積極的に行う。
- 教職員自身が多文化共生を理解した上で教育活動を行う。
 - ・異なる文化や価値観の中で育ってきた外国人児童生徒等の言動を、日本人と同じ基準で判断することや、必要な支援をしないということは、「公平」ではないということを理解する。
- 多文化に関する情報を発信する。
 - ・多文化を紹介する掲示物や図書など、多文化理解の環境づくりをする。
 - ・学校での取組をホームページや便りで発信し、地域や保護者の理解を得る。
- 学級や校内の児童生徒の関係を常に見守る。
 - ・日常的に児童生徒同士の関係を見守り、関係づくりを行う。変化を見逃さずに、児童生徒同士が理解し合えるように支援を続けることが大切である。
 - ・トラブルが起こった際には、しっかりと話を聞き、納得できるように説明する。
- 学級、学校での居場所をつくる。
 - ・編入当初は日本語教室や保健室等、ほっと一息できる場所を確保する。
 - ・学級、学校の一員として認められるための日本語力を養う。
 - ・授業への参加を支援する。

外国人児童生徒の 居場所づくりや人権的配慮等について

多様性のある学級づくりを

保護者の日本語の理解が不十分なために学校からの文書が読めず、学習に必要なものが準備できなかった時など、**児童が恥ずかしいと感じることがあると、自分について隠そうとする場合**もあります。

学級に外国人児童がいる場合、本人の思いをしっかりと受け止めるとともに、家庭の状況を十分に把握したうえで、適切な支援を考えていく必要があります。

学級に外国人児童がいないとしても、外国人の人権問題を切り口に、学級内の「**多様性**」について考えることができます。

一人一人の違いを認め合い、自分のことを学級の友達に話せるような学級づくりを心がけましょう。



【学級での初対面での配慮】

外国から来たばかりで、日本語がほとんどできない外国人児童生徒にとって、教室での初めての挨拶は大変なプレッシャーとなります。

2 「やさしい日本語」について

「やさしい日本語」とは？・・・「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語のことである。外国人の保護者や児童生徒に対して、やさしくてかんたんな言葉で対応する。

「やさしい」には、「かんたんな言葉を表す『易しい』」と、「相手に配慮する『優しい』」気持ちで話す」といった二つの意味がこめられている。外国人視点に立って伝えることが大切である。

日本語に不慣れな外国人は、日常生活の中で、例えば「学校の便りが読めない」、「転居の手続きをしたいけど分からない」など、不安を感じたり、したいことができなったりする。

彼らに対して、情報を母語に翻訳して伝える方法もあるが、「やさしい日本語」を使って伝えることもできる。情報が伝わると不安が減り、自分で解決できることが出てくる。

平素から「やさしい日本語」で情報伝達・やりとりをすることは、災害時や緊急時等にも役立つ。

「やさしい日本語」は、情報を伝えるための手段のひとつである。使う語彙を絞り込み、文を短くするため、情報が限られる。情報を確実に伝えるためには、母語等の外国語にきちんと翻訳をして伝えることが大切なきときもある。

「やさしい日本語」は、小学校2・3年生で習うくらいの簡単な日本語（読み書きが難しい漢字と、ひらがな・カタカナでの日本語）である。以下、「やさしい日本語」の作り方である。

「やさしい日本語」の作り方

POINT

文・語彙

単語や文の構造を簡単に、分かりやすく！

情報

必要に応じて説明を加え、相手に理解しやすく！

(1) 伝える情報を選択し、必要に応じて補足説明をする。

一語一句をもとの文に対応させて作るのではなく、伝えるべきことは何かを考え、受け手にとって必要な情報にする。

(2) 一つの文を短くし、簡単な構造にする。

例えば、「○○であり、▲▲なので、」⇒「○○です。▲▲です。だから、」

*基本文の単文（主語と述語）を使うようにする。

名詞文⇒「Aが（は）名詞です」

形容詞文⇒「Aが（は）形容詞です」

動詞文⇒「Aが（は）動詞ます」

*動詞による名詞修飾（連体修飾）は控える。

例えば、「私が買った本を妹に貸しました。」

⇒2つの単文にする 「私は本を買いました。その本を妹に貸しました。」

(3) 難しい言葉は、簡単な語彙に言い換える。

例えば、「今朝」 ➡ 「今日の朝」、「腹痛」 ➡ 「お腹が痛い。」、「次回」 ➡ 「このつぎ」
「感謝します」 ➡ 「ありがとうございます」、「面会」 ➡ 「会う」

*ただし、災害用語や日常生活でよく使うことばなど、知っておくとよいことばはそのまま使い、ことばの後に説明を加える。例えば、「余震」 ➡ 「余震(あとからくる地震)」

(4) あいまいな表現は使わない。

例えば、「おそらく」「たぶん」「思われます。」などは避ける。

「ちょっと熱くしてください」 ➡ 「20秒^{ひようぬた}温めてください」「熱くしすぎないように」
➡ 「75度^どくらいに」数字で示すとわかりやすい。

(5) 文末はなるべく統一する。

丁寧語「です」「ます」「してください」形にする。日本語教育のほとんどの教科書では、「です」「ます」を使う丁寧語を先に習うため、丁寧語を用いたほうが多くの人に理解してもらえる。

例えば、「学校へ 行く」 ➡ 「学校へ 行きます」

(6) 漢字にはルビ(ふりがな)をつける。漢字の使用量に注意する。全ての漢字にふりがなをふる。

漢字の上や漢字の後ろにかっこ書きでつける。

例えば、「連絡帳」 ➡ 「^{れんらくちよう}連絡帳」、「連絡帳(れんらくちよう)」

(7) 発音や意味が原語と異なる場合があるので、カタカナ外来語はなるべく使わない、ローマ字はなるべく使わない。

例えば、「デマ」 ➡ 「うその^{はな}話」

*外来語は原語と意味や発音の異なるものが多いため、使用するときは注意が必要である。

*ただし、日常的に使われる単語や、他の単語で言い換えられないものは、そのまま使う。
(「ラジオ」、「テレビ」など)

*ローマ字は、駅名や地名などの固有名詞を表記するための使用にとどめ、日本語の文を表記することはしない。

(8) 擬態語(「めちゃめちゃ」、「ふらふら」等)や擬音語(「ゴロゴロ」等)は使わない。状況を具体的な言葉で言い換える。

例えば「ゴロゴロと音がする」 ➡ 「雷の音が聞こえます」

「めちゃめちゃです」 ➡ 「こわれています」

*「ゴロゴロ」は、多くの意味がある。雷の音、お腹の不調、暇なとき、猫ののどの音

(9) 二重否定は使わない。

例えば、「行かないわけではないです」➡「行きます」

「使えないわけではない」などの二重否定の表現は、外国人だけでなく、日本人にとっても混乱を招きやすい。「使えないわけではない」➡「使うことができます」

(10) 動詞を名詞化したものは、できるだけ動詞文にする。

例えば、「揺れがあった」➡「揺れた」

(11) 文節で区切って余白を入れ、「分かち書き」にする。(特に全文ひらがなの場合)

例えば、「明日再度お越しく下さい」➡「明日 もう一度 来て ください」

(12) 元号(令和・平成・昭和等)は西暦に、年月日は「/」は用いない。

例えば、「R4 / 2 / 15」➡「2022年2月15日」

(13) 時間は12時間表示にする。

例えば、「15時30分」➡「午後3時30分」

*「10時30分～11時」➡「10時30分から11時まで」

*年月日や時間は外国人にも伝わる表記にする。

(14) 指示表現

指示表現の「～ましょう」などは、指示以外にも勧誘の意味もあるので、「～してください」を使う。

例えば、「気をつけましょう」➡「気をつけてください」

(15) 方言は標準語にする。

(16) 受身形は使わない。

受け身は、誰が何をしたのかわかりにくい表現なので、動作する人を主語にした文に変える。

例えば、「太郎君は先生にほめられました」➡「先生は太郎君をほめました」

(17) 可能・不可能

可能、不可能は、「～れる」、「～られる」ではなく、「～ことができる」という表現を使う。

例えば、「使えます」➡「使うことができます」、「飲めません」➡「飲むことができません」

★ 外国人には分かりにくい日本語も、「やさしい日本語」にすると、外国人にも分かりやすくなる！

参観日 ⇒ お父さんや お母さんなどが 子どもの 学校に 行って、授業を みる 日

弁当持参 ⇒ (昼に 食べる 物) を 持って 行くこと

* 「お弁当」を知らない保護者には、お弁当のイラストも加えると、イメージがしやすくなる。



下校時間 ⇒ 子どもが、家に 帰るために 学校を 出る 時間

欠席する ⇒ 休みます

土足厳禁 ⇒ 靴 を ぬいで ください



入学の際には、必要な用品を購入し、準備をしていただきます。

⇒ 学校に 行くために、必要な ものがあります。あなたの子どもが 小学校に 入るときには、それを 買って ください。

召し上がる⇒食べる

担任⇒〇〇さんの先生

登校⇒学校に行く

避難する⇒逃げる

学級閉鎖⇒ (病気の子供が多いので) 休み

P T A⇒お父さんやお母さんのグループ

キャンセルする⇒やめる

◎ 「やさしい日本語」に正解はない。なぜなら、「やさしい日本語」を使って伝えるべき内容は相手によって変わるからである。日本語能力や日本の文化習慣・地理・社会等についての知識が一人一人違うため、その人にとって必要な情報は何かを考えながら伝えることが大切である。

☆ 「やさしい日本語」で話そう (です、ます調、標準語がわかりやすい)

・ 日本語が十分でない外国人の人とうまくコミュニケーションするためのポイント

○ ゆっくり、はっきりと (話すスピードを調整する)

○ 短い文で話す。

○ 敬語の使用を控える。

○ 抽象的な事柄は具体例をあげて話す。

○ 主語と述語を明確にする。(「何が どうした/どうだ」の文に)

○ 身振り手振り (ジェスチャー) をしたり、簡単な絵や図を描いたりする。

○ 実物や日本語教材用絵カードを利用する。

○ 次に つなぐ 言葉を 多用 しない。(「あのう」「ええっと」「なんか」など)

○ 相手の理解度を確認したり、重要なことは繰り返したりする。

⇒ 約束の時間や人名・場所など (カレンダーを使う、メモに書く。)

外国につながるのある児童生徒受入れの手引き

第1版 [令和5(2023)年度] WEB公開版

発行 令和6年3月

編集・発行者 八幡市教育委員会(学校教育課)

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地

TEL 075-983-1126(直)

FAX 075-983-1430